

## 令和4年度第1回情報公開・個人情報保護審査会摘録

開催日時 令和4年12月16日(金)  
開会時刻 9時59分  
閉会時刻 10時30分  
開催場所 国保会館6階大会議室I  
出席委員 前田 香織 (会長職務代理者)  
伊藤 寛之  
榎野 浜子  
岡田 高嘉  
説明員 道下 克典 (広域連合事務局長)  
藤井 伸朗 ( " 事務局次長兼総務課長)  
川内 晴美 ( " 会計管理者兼会計課長)  
野田 一生 ( " 業務課長)  
楠木 加予 ( " 総務係長)  
菊池 亜由美 ( " 総務課専門員)  
傍聴者 なし

### 会議内容

#### 1 委員紹介

#### 2 個人情報保護制度の見直しについて

##### (1) 個人情報保護法の改正について

法改正の背景及び目的について、事務局から説明した。

##### (2) 検討事項及び対応方針

法改正への対応方針について、次のとおり事務局から説明した。

##### ア 議会について

新法に準じて必要な保護措置を講じるため、議会の個人情報の保護に関する条例を新たに制定する。

##### イ 死者に関する情報について

診療報酬明細書等の開示については、遺族からの開示の求めに応じるため、本人からの開示の求めは新法に基づく「開示請求」として取り扱うこととし、遺族からの「開示依頼」は行政サービスの一環として対応するよう、診療報酬明細書等の開示請求取扱要綱を改正する。

##### ウ 「条例要配慮個人情報」について

独自の配慮が必要となるような地域事情はないため、「条例要配慮個人情報」については定めないこととする。

##### エ 個人情報ファイル簿・個人情報取扱事務登録簿等に関する運用について

個人情報取扱事務登録簿と個人情報ファイル簿は、趣旨及び記載事項が概ね共通していることから、現行の登録簿は廃止とし、個人情報ファイル簿を作成・公表する。

##### オ 不開示情報について

情報公開条例第7条第1号(法令秘情報)については、他の不開示理由に該当

するものと考えられることから削除する。

また、新法では、公務員等の職務遂行情報のうち公務員等の氏名については不開示とされているが、情報公開条例第7条第2号ウの規定との整合を図るため、「公務員等の氏名に係る部分であって開示することにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるもの」を開示情報として条例で定める。

カ 手数料について

現行どおり手数料は無料とし、写しの作成に要する費用及び写しの送付に要する郵便料金相当額を実費として徴収することとする。

キ 開示決定等の期間について

請求者の利便性を考慮し、請求があった日から15日以内（30日延長可・計45日）とする。

ク 行政機関等匿名加工情報制度について

令和5年4月の時点では導入を見送る。

ケ 審議会等の諮問機関について

自己情報開示決定等に係る審査請求があった場合や個人情報の適正な取り扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合に、現行の審査会に諮問できるよう、必要な条例の改正を行う。

(3) その他変更点

任意代理人による開示請求が可能になること、保有個人情報の漏えいが生じた場合は個人情報保護委員会への報告が必要となること等について、事務局から説明した。

(4) 今後のスケジュール

令和5年2月の広域連合議会へ関係条例案を上程することを事務局から説明した。

### 3 質疑応答及び意見交換

(1) 行政機関等匿名加工情報制度について

委員から、行政機関等匿名加工情報制度を今後導入する場合は、個人情報の管理や加工されたデータの用途について、適正に対応してほしいという意見があった。

また、行政機関等匿名加工情報制度の今後の計画について委員から質問があり、必要性の検討や匿名化の技術的な検証等に時間を要することから、改正法施行時での導入は見送るが、都道府県及び政令指定都市の運用事例や他県広域連合の動向等を踏まえて検討していくことを事務局から説明した。

(2) 情報公開・個人情報保護審査会への報告について

個人情報保護委員会への報告事例が発生した場合の情報公開・個人情報保護審査会への報告について委員から質問があり、個人情報保護委員会への報告が必要となる漏えい等が発生した場合は、審査会にも速やかに報告し、再発防止策を検討していくことを事務局から説明した。

### 4 確認事項

今回の審査会の内容で事務局が条例の整備を進めていくこと及び今回の審査会は公開であることから概要をホームページに掲載することを確認した。